蓮田市

高齢者補聴器購入費助成金交付事業

11月から補聴器の購入費用を助成する制度を開始します

蓮田市はすぴぃ

●概要●

障害者手帳の交付対象とならない難聴高齢者に２万円を上限に１人につき１回限りで補聴器の購入費を助成します。

●対象者●　下記の条件すべてに該当するかたを対象としています。

・蓮田市内に住所を有する**６５歳以上**のかた
・耳鼻咽喉科医を受診し、下記基準を満たすかた
　① 両耳の聴力レベルが４０デシベル以上であるかた
　② 医師が補聴器の必要性を認めているかた
・障害者手帳による補聴器補助の対象にならないかた
・本事業による助成金を受けたことが無いかた
・納期限の到来している市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を完納しているかた

●助成内容●　**上限金額２万円**

・購入金額が上限に満たない場合は、実際の購入金額が助成額となります。
・助成対象は、両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器１台分の本体費用（補聴器に付属する電池、充電器、イヤモールド等を含む）です。
・医療機器として認定された補聴器を購入した場合に限ります。
（医療機器認証番号が記載されている補聴器）

●注意事項●

・**助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。**
・医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
・「医師意見書」の記入日から６か月以内に申請書を提出してください。
・修理費やメンテナンス費用は助成の対象となりません。
・申請期限は該当年度の２月末日です。

申請の流れ

①窓口で補聴器購入費助成金交付申請書（第１号様式）、医師意見書（様式第２号）を取得

↓

②必要事項を記入のうえ、医師意見書（様式第２号）を持って耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書（様式第２号）の作成を依頼

※医療機関を受診しても、対象とならない場合もあります。
※受診費用・意見書の作成費用は自己負担となります。

↓

③補聴器販売店で相談し、補聴器の見積を取得

※助成の対象となる補聴器は、医療機器として認定された製品です。

↓

④申請書・医師意見書・見積書の写しを蓮田市長寿支援課に提出

※提出後に審査があります。
※助成が決定したかたには補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書（第３号様式）と補聴器購入費助成金実績報告書兼交付請求書（第５号様式）を送付します。

↓

⑤決定通知書受領後、見積書を取得した補聴器販売店で補聴器を購入

※医療機器として認定された補聴器の購入が必要です。

↓

⑥補聴器購入費助成金実績報告書兼交付請求書（第５号様式）に必要事項を記入し、領収書（コピー可）を添付して提出

※提出書類を確認し、助成金をお支払いします。
※振込時に蓮田市補助金等交付額確定通知書を送付します。

蓮田市　長寿支援課　高齢福祉担当

048-768-3111（内線 136）